

令和7年9月10日

洞爺湖町議会令和7年9月会議
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号

件

名

- | | |
|-----------|--|
| 同 意 第 3 号 | 洞爺湖町表彰条例に基づく同意について |
| 報 告 第 5 号 | 健全化判断比率の報告について |
| 報 告 第 6 号 | 資金不足比率の報告について |
| 報 告 第 7 号 | 株式会社グリーンステイ洞爺湖の経営状況の報告について |
| 議案第 1 6 号 | 洞爺湖町宿泊税条例の制定について |
| 議案第 1 7 号 | 洞爺湖町税条例の一部改正について |
| 議案第 1 8 号 | 洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び洞爺湖町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について |
| 議案第 1 9 号 | 洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 議案第 2 0 号 | 洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 議案第 2 1 号 | 洞爺湖町立学校設置条例の一部改正について |
| 議案第 2 2 号 | 北海道市町村総合事務組合規約の変更について |
| 議案第 2 3 号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について |
| 議案第 2 4 号 | 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 議案第 2 5 号 | 財産の取得について |
| 議案第 2 6 号 | 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 2 号） |

- 議案第 27 号 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 認定第 1 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について
- 認定第 2 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認定第 3 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について
- 認定第 4 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 認定第 5 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について
- 認定第 6 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計決算の認定について
- 認定第 7 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計決算の認定について

同意第3号

洞爺湖町表彰条例に基づく同意について

洞爺湖町表彰条例（平成18年洞爺湖町条例第161号）第3条の規定により、
下記の者を表彰することにつき、議会の同意を求める。

令和7年9月10日提出

洞爺湖町長 下道英明

記

表彰区分	住 所	氏 名	生年月日
功 労 表 彰	████████████████████	高 清 水 直 也	████████
功 労 表 彰	████████████████████	大 平 浩	████████
功 労 表 彰	████████████████████	川 村 修 一	████████
功 労 表 彰	████████████████████	秋 山 敏 光	████████
功 労 表 彰	████████████████████	大 廣 芳 博	████████
功 労 表 彰	████████████████████	中 野 英 敏	████████
功 労 表 彰	████████████████████	秋 山 裕 司	████████
功 労 表 彰	████████████████████	内 海 雅 仁	████████

報告第5号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく財政の健全化判断比率を別冊のとおり監査委員の意見を付して報告する。

令和7年9月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

(別 紙)

健全化判断比率の状況(令和6年度)

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
015849	北海道	洞爺湖町	—	—	10.4	19.6

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち 臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
		財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

報告第6号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく公営企業会計に係る資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見を付して報告する。

令和7年9月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

(別 紙)

資金不足比率の状況(令和6年度)

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	水道事業会計	公共下水道事業会計	簡易水道事業会計
015849	北海道	洞爺湖町	—	—	—

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち 臨時財政対策債 発行可能額	経営健全化基準	20.0	20.0	20.0
4,579,025	9,559				

報告第7号

株式会社グリーンステイ洞爺湖の経営状況の報告について

株式会社グリーンステイ洞爺湖の経営状況を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和7年9月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

報告事項

第35期事業報告について

自 令和6年4月 1日
至 令和7年3月31日

1 会社の概要

(1) 主要事業内容

当社の定款に基づく事業内容は、以下のとおりであります。

- ① キャンプ場の運営
- ② 食料品、酒類、日用雑貨の販売
- ③ 飲食店及び喫茶店の経営
- ④ 各種催し物の企画、案内及び旅行斡旋業
公共施設等の運営並びに整備に関する受託事業
- ⑤ その他

(2) 主な事務所

本 社 北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 1 4 2 番地
キャンプ場 北海道虻田郡洞爺湖町月浦 5 6 番地

(3) 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 1 1 , 9 6 0 株
- ② 発行済株式総数 2 , 9 9 0 株
- ③ 株 主 数 1 4 名

(4) 取締役及び監査役

代表取締役社長	下 道 英 明
取締役	大 西 英 生
取締役	長谷川 義 郎
取締役	田 仁 孝 志
取締役（専務）	杉 上 繁 雄
監査役	金 子 建
監査役	傳 正 宏

(5) 従業員の状況

区 分	従業員数	平均年齢
男 子	3名	59歳
女 子	3名	67歳
計	6名	

※上表のほか、臨時職員・男子2名＋女子3名在籍

2 事業の概要

当期事業の経過と成果

当キャンプ場は、4月26日に開場し、11月5日までの194日間営業いたしました。

当期は、シーズンを通して大気の状態が不安定な日が多く、特に繁忙期の7月には、終末に雨天となることが多く予約のキャンセルが増えるなど、利用者が前年を下回る厳しい経営環境となりました。

その結果、当期の利用者数は12,143人、前年度比85.9%（1,994人減）となりました。

経営面では、令和6年度の売上総利益は26,835千円、販売及び一般管理費などの経費は29,939千円（うち減価償却費3,453千円）となり、いわゆる本業部分では営業損失3,104千円となりました。

なお、当期は営業外収益として受取利息と雑収入で713千円を加算しており、本業+本業外を合わせた決算では、経常損失2,391千円となりました。

最後に、既に始まった令和7年度（36期）の営業につきましても、お客様とスタッフの安心安全を最優先に努めてまいり所存です。

株主様及び役員各位におかれましても引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

3 財務関係

期	第35期
項 目	自： 令和 6年 4月 1日 至： 令和 7年 3月31日
営 業 損 失	3, 1 0 4千円
経 常 損 失	2, 3 9 1千円
当 期 純 損 失	2, 3 9 1千円
当期末処理損失	2 8, 9 6 5千円
1株当り当期損失	9, 6 8 7円
総 資 産	1 2 1, 2 1 4千円
純 資 産	1 2 0, 5 3 5千円
1株当り純資産	4 0, 3 1 3円

決 算 報 告 書

(第 35 期)

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月 31日

株式会社 グリーンステイ洞爺湖

虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 142 番地

貸借対照表

令和7年3月31日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
【流動資産】	【 63,938,325 】	【流動負債】	【 679,300 】
現金及び預金	63,808,332	預り金	25,900
商品	125,193	未払消費税	653,400
前払費用	4,800		
【固定資産】	【 57,275,808 】		
(有形固定資産)	(23,700,308)	負債の部合計	679,300
建物	19,941,144	純資産の部	
建物付属設備	2,433,619	【株主資本】	【 120,534,833 】
構築物	74,371	(資本金)	(49,500,000)
機械装置	529,873	資本金	49,500,000
車両運搬具	52,654	(資本剰余金)	(100,000,000)
工具器具備品	668,647	その他資本剰余金	100,000,000
(無形固定資産)	(33,518,500)	(利益剰余金)	(-28,965,167)
借地権	33,518,500	繰越利益剰余金	△ 28,965,167
(投資その他の資産)	(57,000)		
出資金	50,000	純資産の部合計	120,534,833
預託金	7,000		
資産の部合計	121,214,133	負債及び純資産の部合計	121,214,133

損 益 計 算 書

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月31日

科 目	金 額	円
【純売上高】		
キャンプ利用料収入	20,456,850	
売 店 収 入	2,107,300	
レンタル売上	1,120,350	
委託運営収入	4,357,550	28,042,050
【売上原価】		
期首棚卸高	172,936	
商品仕入高	1,159,664	
合 計	(1,332,600)	
期末棚卸高	125,193	1,207,407
売上総利益		(26,834,643)
【販売費及び一般管理費】		29,938,855
営業損失		(3,104,212)
【営業外収益】		
受取利息	9,421	
雑 収 入	704,042	713,463
【営業外費用】		
雑 損 失	1	1
経常損失		(2,390,750)
税引前当期純損失		(2,390,750)
当期純損失		(2,390,750)

販売費及び一般管理費

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月31日

科 目	金 額	円
広 告 宣 伝 費	123,500	
給 与 手 当	9,827,241	
賞 与	290,000	
雑 給	3,892,265	
法 定 福 利 費	1,129,988	
厚 生 費	279,882	
減 価 償 却 費	3,505,549	
修 繕 費	1,736,350	
事 務 用 品 費	117,327	
消 耗 品 費	66,000	
水 道 光 熱 費	1,530,257	
租 税 公 課	1,723,362	
交 際 接 待 費	183,132	
保 険 料	257,390	
通 信 費	140,187	
諸 会 費	140,900	
車 輜 費	217,017	
地 代 家 賃	1,200,000	
会 議 費	149,910	
園 地 管 理 費	1,891,761	
雑 費	1,536,837	
販売費及び一般管理費		(29,938,855)

株主資本等変動計算書

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月31日

(単位 円)

株主資本			
資本金	当期首残高及び当期末残高		49,500,000
資本剰余金			
その他資本剰余金	当期首残高及び当期末残高		100,000,000
資本剰余金	当期首残高及び当期末残高		100,000,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		△ 26,574,417
	当期変動額	当期純損益金	△ 2,390,750
	当期末残高		△ 28,965,167
利益剰余金	当期首残高		△ 26,574,417
	当期変動額		△ 2,390,750
	当期末残高		△ 28,965,167
株主資本	当期首残高		122,925,583
	当期変動額		△ 2,390,750
	当期末残高		120,534,833
純資産の部	当期首残高		122,925,583
	当期変動額		△ 2,390,750
	当期末残高		120,534,833

議案第16号

洞爺湖町宿泊税条例の制定について

洞爺湖町宿泊税条例を次のように定める。

令和7年9月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町宿泊税条例

(宿泊税)

第1条 町は、美しい景観と環境を保全し、豊富な資源を活用して地域の魅力を高めるとともに、持続可能な観光振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び洞爺湖町税条例（平成18年洞爺湖町条例第42号。以下「町税条例」という。）において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業（同条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。
- (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして営む同法第2条3項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- (5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。

(納税義務者)

第3条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、そ

の宿泊者に課する。

(課税免除)

第4条 次に掲げる者に対しては宿泊税を課さない。

- (1) 小学校義務教育課程以下の児童
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童、生徒及び学生で、当該学校が主催する修学旅行その他の学校行事に参加している者及びその引率者
- (3) 次に掲げる施設が主催する行事（当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。）に参加している満3歳以上の幼児の引率者
 - ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条7項に規定する幼保連携型認定こども園
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設並びに同法第39条第1項に規定する保育所並びに同法59条の2の規定による届出をした認可外保育施設

(税率)

第5条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊について、次の各号に掲げる宿泊料金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 2万円未満の場合 200円
- (2) 2万円以上5万円未満の場合 500円
- (3) 5万円以上の場合 1,000円

(減免)

第6条 町長は、天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、宿泊税を減免することができる。

(徴収の方法)

第7条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第8条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を営む者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について、便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。
- 3 特別徴収義務者は、宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者の申告等)

第9条 宿泊施設を經營しようとする者は、經營開始の日の5日前まで（前条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあつては、当該指定を受けた日から10日以内）に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書にその事由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の住所または事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2) 宿泊施設の所在地及び名称

(3) 客室数その他設備の概要

(4) 經營開始の予定年月日（申告書を提出した日において既に經營を開始している場合にあつては、經營開始年月日）

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

- 2 前項の申告書を提出した者は、同項各号に掲げる事項に異動があつたときは、遅滞なく、その旨を町長に申告しなければならない。
- 3 特別徴収義務者は、宿泊施設の經營を1か月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を町長に届出なければならない。
- 4 前項の規定による届出をした者は、当該宿泊施設の經營を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を町長に届出なければならない。
- 5 特別徴収義務者は、宿泊施設の經營を廃止したときは、廃止した日から10日以内にその旨を町長に届出なければならない。

(納税管理人)

第10条 特別徴収義務者は、町内に住所、居所、事務所若しくは事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、町内に住所等を有する者（個人にあっては独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に町長に申告し、又は町外に住所等を有する者（個人にあっては独立の生計を営む者に限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有する者を納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内に町長に申請して、その承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動が生じた場合においても、また同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて町長に申請して認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において当該申請した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を町長に届出なければならない。

（申告納入）

第11条 特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までの期間に徴収すべき宿泊税に係る宿泊の件数、宿泊税額その他必要な事項を記載した納入申告書を町長に提出し、及びこの納入金を納入書により納入しなければならない。

（不足金額等の納入手続）

第12条 特別徴収義務者は、法第733条の17、法第733条の18又は第733条の19の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書に指定する期限までに、納入書により納入しなければならない。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

第13条 町長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税額の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他やむを得ない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税が納入されているときは、これに相当する額を還付し、その宿泊税額が納入されていない場合は、その納入の義務を免除することができる。

- 2 町長は、前項の規定により宿泊税に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。
- 3 町長は、第1項の申請があった場合においては、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、当該申請のあった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第14条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、かつ、第11条の規定により納入申告書を提出した日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

- (1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税の課税対象となる宿泊者数並びに宿泊税額
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、当該宿泊が行われた月の属する末日の翌日から起算して2年間保存しなければならない。

- (1) 宿泊の際に作成される売上伝票、その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(帳簿及び書類の電磁的記録による保存等)

第15条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿(以下「関係帳簿」という。)の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により保存しなければならない書類(以下「関係書類」という。)の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則の定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって、当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類(規則で定めるものを除く。)の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところに

より、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われないとき（当該関係書類の保存が行われている場合は除く。）は、特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

（帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第16条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前条第1項の規定により、関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則の定める場合には、当該関係帳簿又は関係書類（以下「関係帳簿書類」という。）の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

（町税に関する法令の規定の適用）

第17条 第15条及び第16条の規定による規則に定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係帳簿書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する町税に関する法令の規定の適用については、当該関係帳簿書類に係る電磁記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿書類とみなす。

（間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税）

第18条 宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号の条例で指定する法定外目的税とする。

（洞爺湖町行政手続条例の適用除外）

第19条 宿泊税の賦課徴収に関する処分その他公権力の行使にあたる行為及び行政指導（洞爺湖町行政手続条例（平成18年洞爺湖町行政手続条例第16号）第2条7号に規定する行政指導をいう。）に係る同条例の規定の適用については、町税条例の例による。

（賦課徴収）

第20条 宿泊税の賦課徴収については、地方税関係法令又はこの条例に定めるもののほか、町税条例の定めるところによる。

（委任）

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（帳簿の記載義務違反等に関する罪）

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項の規定に違反して関係帳簿を備え付けず、関係帳簿に記載すべき事項について記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は関係帳簿を隠匿した者
 - (2) 第14条第1項の規定に違反して関係帳簿を5年間保存しなかった者
 - (3) 第14条2項の規定により作成すべき関係書類について作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は関係書類を隠匿した者
 - (4) 第14条第2項の規定に違反して、関係書類を2年間保存しなかった者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（納税管理人に係る不申告に関する過料）

第23条 第10条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていない者が同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の

過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は規則で定める日から施行する。ただし、附則第5項から第7項までの規定は公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

(賦課徴収の方法の特例)

- 3 北海道が町内の宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対して課する税（以下この条において「道宿泊税」という。）がある場合は、法第20条の3第1項ただし書き第2号の規定に基づき、道宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。

(道宿泊税に係る督促等)

- 4 町長は、道宿泊税について、宿泊税と併せて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。

(準備行為)

- 5 特別徴収義務者の指定、納税管理人に係る承認、その他宿泊税を徴収するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 6 この条例の公布の日において、現に宿泊施設を経営している者又は同日から施行日の前日までの間において宿泊施設の経営を開始する者は、同日までに第9条第1項の規定の例により町長に申告しなければならない。

- 7 前項の規定により申告した者は、施行日までに当該申告した内容に異動があったときは、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(検討)

- 8 町長はこの条例の施行後5年ごとに、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

議案第17号

洞爺湖町税条例の一部改正について

洞爺湖町税条例（平成18年洞爺湖町条例第42号）の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町税条例の一部を改正する条例

洞爺湖町税条例（平成18年洞爺湖町条例第42号）の一部を次のように改正する。

第142条第3号中「中学校生徒」を「高等学校以下の生徒及び引率者」に改める。

第143条第1号ア中「300円」を「100円」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は令和8年4月1日から施行する。

（入湯税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の洞爺湖町税条例第142条第3号及び第143条第1号アの規定は、令和8年4月1日以後に宿泊した入湯税について適用し、令和8年3月31日以前に宿泊した入湯税については、なお従前の例による。

議案第18号

洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び洞爺湖町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び洞爺湖町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び洞爺湖町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

(洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)
第1条 洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年洞爺湖町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「町長」の次に「又は洞爺湖町教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を加え、同条第3項中「町長」の次に「又は教育委員会」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 町長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 町長	洞爺湖町子ども医療費助成に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第96号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	洞爺湖町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第90号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	洞爺湖町単独住宅条例（平成24年洞爺湖町条例第23号）による単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	洞爺湖町移住定住のための子育て応援住宅条例（平成28年洞爺湖町条例第24号）による子育て応援住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
5 町長	洞爺湖町定住促進住宅条例（平成28年洞爺湖町条例第27号）による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6 町長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育、保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
7 町長	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
8 町長	住登外者宛名番号管理機能（町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	洞爺湖町子ども医療費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した

	の	<p>税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>洞爺湖町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
2 町長	洞爺湖町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>住民票関係情報・地方税関係情報・医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障がい児入所支援若しくは措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障がい者に関する情報（以下「障がい者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>洞爺湖町子ども医療費助成に関する条例による子ど</p>

		もに対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
3	町長 洞爺湖町単独住宅 条例による単独住宅 の管理に関する事務 であって規則で定め るもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は障がい者関係 情報であって規則で定めるもの
4	町長 洞爺湖町移住定住 のための子育て応援 住宅条例による子育て 応援住宅の管理に 関する事務であって 規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で 定めるもの
5	町長 洞爺湖町定住促進 住宅条例による定住 促進住宅の管理に 関する事務であって規 則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で 定めるもの
6	町長 子ども・子育て支 援法（平成24年法 律第65号）による 子どものための教 育、保育給付の支給 又は地域子ども・子 育て支援事業の実施 に関する事務であっ て規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、障がい者関係情 報、介護保険給付等関係情報、重度心身障がい者及び ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定 めるもの
7	町長 児童福祉法による 保育所における保育 の実施若しくは措置 又は費用の徴収に 関する事務であって規 則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、障がい者関係情 報、介護保険給付等関係情報、重度心身障がい者及び ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定 めるもの

(洞爺湖町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第2条 洞爺湖町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年洞爺湖町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福祉厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第19号

洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月10日提出

洞爺湖町長 下道 英明

洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第18条第2号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第19条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第19条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第19条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつ

て、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第20条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第21条中「第13条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の

日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第20号

洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月10日提出

洞爺湖町長 下道英明

洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第15条の4を第15条の5とする。

第15条の3中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第15条の4とする。

第15条の2を第15条の3とし、第15条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第15条の2 任命権者は、洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第26号）第22条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下の項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例第22条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家族の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなけれ

ばならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家族生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 21 号

洞爺湖町立学校設置条例の一部改正について

洞爺湖町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町立学校設置条例の一部を改正する条例

第 1 条 洞爺湖町立学校設置条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中虻田中学校の項を次のように改める。

虻田中学校	虻田郡洞爺湖町入江 190 番地 8 虻田郡洞爺湖町栄町 59 番地 1
-------	---

第 2 条 洞爺湖町立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表第 2 虻田中学校の項中「虻田郡洞爺湖町入江 190 番地 8」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 7 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（洞爺湖町立学校設置条例の一部を改正する条例の廃止）

- 2 洞爺湖町立学校設置条例の一部を改正する条例（令和 7 年洞爺湖町条例第 14 号）は廃止する。

議案第 2 2 号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 1 0 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成 3 1 年 2 月 2 2 日市町村第 1 8 7 7 号指令）の一部を次のように変更する。

別表第 1 檜山振興局（1 1）の項中「（1 1）」を「（1 0）」に改め、「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

別表第 2 の 9 の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議案第 23 号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和 43 年 5 月 1 日地方第 722 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 2 4 号

北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 1 0 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和 3 2 年 1 月 2 3 日 3 2 地第 1 7 5 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第25号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第39号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月10日提出

洞爺湖町長 下道英明

- 1 取得物品 児童生徒学習用クロームブック
- 2 品名・数量等 Lenovo 500e Chromebook Gen4s 370台
- 3 取得方法 買入れ
- 4 取得価格 18,335,350円
(うち消費税及び地方消費税の額1,666,850円)
- 5 取得先 札幌市中央区大通西14丁目7番地
NTT東日本株式会社
執行役員 北海道事業部長 茂谷 浩子

議案第26号

令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第2号）

令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121,814千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,575,910千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年9月10日提出

洞爺湖町長 下道英明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		3,630,000	17,622	3,647,622
	1. 地方交付税	3,630,000	17,622	3,647,622
13. 分担金及び負担金		63,881	5,840	69,721
	1. 分担金	25,752	5,840	31,592
15. 国庫支出金		779,744	27,013	806,757
	2. 国庫補助金	438,679	26,664	465,343
	3. 委託金	12,413	349	12,762
16. 道支出金		337,367	7,909	345,276
	1. 道負担金	202,221	1,200	203,421
	2. 道補助金	114,218	6,087	120,305
	3. 委託金	20,928	622	21,550
19. 繰入金		192,690	△ 900	191,790
	1. 繰入金	192,690	△ 900	191,790
21. 諸収入		58,182	33,130	91,312
	3. 貸付金元利収入	13,550	31,000	44,550
	5. 雑収入	34,988	2,130	37,118
22. 町債		1,086,200	31,200	1,117,400
	1. 町債	1,086,200	31,200	1,117,400
歳入合計		8,454,096	121,814	8,575,910

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,036,903	7,723	1,044,626
	1. 総務管理費	981,653	7,723	989,376
3. 民生費		2,167,279	21,934	2,189,213
	1. 社会福祉費	1,247,452	17,808	1,265,260
	3. 医療助成費	203,652	1,091	204,743
	6. 災害救助費	0	3,035	3,035
4. 衛生費		483,640	1,395	485,035
	1. 保健衛生費	177,886	1,295	179,181
	4. 清掃費	233,735	100	233,835
6. 農林水産業費		227,755	11,517	239,272
	1. 農業費	138,802	11,517	150,319
7. 商工費		241,749	38,035	279,784
	2. 観光費	187,626	38,035	225,661
8. 土木費		956,638	2,544	959,182
	2. 道路橋梁費	313,101	1,710	314,811
	3. 河川費	12,300	472	12,772
	4. 公園及び緑化費	31,133	362	31,495
9. 消防費		506,011	6,851	512,862
	1. 消防費	506,011	6,851	512,862
10. 教育費		626,366	29,673	656,039
	1. 教育総務費	122,224	1,042	123,266
	2. 小学校費	189,791	14,651	204,442
	3. 中学校費	136,987	4,890	141,877
	4. 社会教育費	84,888	267	85,155
	5. 保健体育費	92,476	8,823	101,299

第2表 地方債補正

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
J-ALERT新型受信機更新事業	3,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。 ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
小学校トイレ洋式化改修事業	10,800	同上	同上	同上

2. 変更

(単位：千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校移転改修事業	18,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。 ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	35,400	同左	同左	同左

議案第27号

令和7年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収入) (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	678,978	2,525	681,503
第1項 営業収益	194,634	0	194,634
第2項 営業外収益	484,343	2,525	486,868
第3項 特別損失	1	0	1

(支出) (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	678,978	2,525	681,503
第1項 営業費用	653,539	4,994	658,533
第2項 営業外費用	22,749	△2,402	20,347
第3項 特別損失	1	0	1
第4項 予備費	2,689	△67	2,622

第3条 予算第4条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額158,513千円は、過年度分損益勘定留保資金32,152千円、当年度分損益勘定留保資金126,361千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収入) (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	278,679	137	278,816
第1項 企業債	122,700	0	122,700
第2項 他会計補助金	17,000	0	17,000
第3項 国庫補助金	135,720	0	135,720
第4項 道支出金	3,257	0	3,257
第5項 負担金等	2	137	139

(支 出)

(単位:千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	436,007	1,322	437,329
第1項 企業債償還金	175,167	0	175,167
第2項 建設改良費	260,840	0	260,840
第3項 国庫補助金返還金	0	1,322	1,322

令和7年9月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

認定第1号

令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和7年9月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

認定第2号

令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和7年9月10日提出

洞爺湖町長 下道英明

認定第3号

令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和7年9月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

認定第4号

令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和7年9月10日提出

洞爺湖町長 下道英明

認定第5号

令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和7年9月10日提出

洞爺湖町長 下道英明

認定第6号

令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和7年9月10日提出

洞爺湖町長 下道英明

認定第7号

令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和7年9月10日提出

洞爺湖町長 下道英明